

男女共同参画に取り組む事業者への入札契約での優遇措置について

平成 28 年度から 32 年度までの横浜市の男女行動施策を定めた第 4 次横浜市男女共同参画行動計画が策定されました。この行動計画では男女共同参画、女性の活躍推進に取り組む企業に対して、公共調達等において積極的に評価し、受注機会の増大などを図ることが定められています。これに伴い、入札契約において以下の優遇措置を実施します。

1 29.30 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事、物品・委託等）登録時の格付点数の加点

「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」及び「次世代育成推進法に基づく一般事業主行動計画」の両方の行動計画を策定し、労働局へ届出した場合に、※格付工種（種目）の等級決定に用いる「格付点数」に加点します（それぞれの一般事業主行動計画の策定や届出の手続きについては厚生労働省各都道府県労働局にお問い合わせください）。

※工事：格付工種（土木、ほ装、造園、建築、電気、管、上水道）

物品・委託等：格付種目（建物管理、公園緑地等管理）が対象

行動計画の策定が任意か義務かを問わず、両方の行動計画を策定した事業者に格付点数を加算します。

具体的な加点内容及び申請手続きについては後日、ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html> 等でお知らせをします。

2 工事の総合評価落札方式における評価項目の設定

工事の総合評価落札方式において男女共同参画に関する新たな評価項目を新設します。この評価項目が適用された総合評価案件については、下記の場合に加点します。

(1) 任意で行動計画を策定・届出した事業者

(※策定・届出が義務付けられている事業者に対しては加点しません。)

(2) 厚生労働大臣より認定（「えるぼし」・「くるみん」）された事業者

(3) 「よこはまグッドバランス賞」認定を受けた事業者

詳細は「横浜市総合評価落札方式ガイドライン」（平成 28 年 4 月版）をご覧ください。

総合評価落札方式ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/sougouhyouka/>

3 委託契約のプロポーザル方式における評価項目の設定

「横浜市男女共同参画行動計画」に掲載されている事業に関する委託業務について、各区局においてプロポーザル方式により業者選定を行う場合に、男女共同参画に関する評価項目を新設します。

問い合わせ先

1 に関すること 【工事】 財政局契約第一課 671-2244

1 及び 3 に関すること 【物品・委託等】 財政局契約第二課 671-2186・2250

2 に関すること 財政局公共施設・事業調整課 671-4084